事業所ごみの処理方法

~ペット関連事業者編~

千葉市

産業廃棄物指導課

一般廃棄物班

事業所ごみとは?

事業所ごみとは、事業活動に伴って排出されるごみのことです。 事業所ごみは以下のとおり分類することができます。



1 事業系一般廃棄物

- 生ごみ(食べ残し、調理残さなど)○ リサイクルできない紙(カーボン紙、写真など)
- リサイクルできる紙(新聞・雑誌・雑がみ・段ボール・紙パックなど) 他 ※リサイクルできる紙は清掃工場へ搬入することはできません。分別・再資源化をお願いします。
- 2 産業廃棄物 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法) に定める20品目)
 - 廃プラスチック類(発泡スチロール、ビニール、ペットボトルなど)
 - 金属くず(ロッカー、刃物類、空き缶など)○ ガラスくず(ガラス類、空きびんなど) 他 ※産業廃棄物は清掃工場へ搬入することはできません。
- ※ペット関連事業(販売・保管・展示・貸出・訓練業等)から排出されるごみについても、 上記のとおり分類することができ、適正な処理が義務付けられています。

適正な処理方法は?

次の方法で排出、処理をお願いします。

【事業系一般廃棄物】

<生ごみ・リサイクルできない紙など>

方法① 一般廃棄物処理業許可業者に処理を委託する。

問い合わせ先 千葉市廃棄物リサイクル事業協同組合

043 - 204 - 5805

方法② 市の清掃工場へ直接持ち込む。

搬入先 新港クリーン・エネルギーセンター (美浜区新港226 -1) **043 - 242 - 3366**

北清掃工場 (花見川区三角町727 - 1)

043 - 258 - 5300

※ いずれの施設も利用時間は平日の13時~16時です。

土日祝日、休日、年末年始、工場の修繕期間は搬入できません。

<リサイクルできる紙>

方法① 一般廃棄物処理業許可業者等に処理を委託する。

問い合わせ先 千葉市廃棄物リサイクル事業協同組合

043 - 204 - 5805

千葉市再資源化事業協同組合

043 - 227 - 7709

方法② 古紙回収庫を利用する。(機密文書、シュレッダー紙を除く) 市内の公共施設に「古紙回収庫」を設置しておりますので、ご利用ください(市内に20か所あります)。

【産業廃棄物】

産業廃棄物処理業許可業者に処理を委託する。

問い合わせ先 一般社団法人 千葉県産業資源循環協会 043-239-9920



千葉市からのお願い!

少量でも事業所ごみを家庭ごみステーションに 出すことは不法投棄となり、法律で禁止されてい ます! また、敷地内等で廃棄物の野焼きをする ことも法律で禁止されています!!





注意!

ペット等の飼育業に伴う糞尿は産業廃棄物、販売(展示)に伴う糞尿は一般廃棄物です。

廃棄物処理法により、「畜産農業に伴う動物の糞尿」は産業廃棄物とされています。ブリーダー や実験動物の飼育のような飼育業も対象となっていますので、産業廃棄物として適正に処理して ください。

一方、ペットショップのように「販売」を目的とする事業は対象となりませんので、事業系一般廃棄物として適正な処理をお願いします。

近年、事業所ごみを家庭ごみの集積所に出して、自治会や近隣住民とトラブル になるケースが増えています。 事業所ごみは適正な処理をお願いします。





【問い合わせ先】

千葉市環境局資源循環部産業廃棄物指導課 電話 043-245-5248